

(令和 4 年度実績)

事務事業名	大船渡市男女共同参画審議会開催事業			<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業	<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業					
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進 012			事業期間		予算科目			
	施策名	ともに支え合う地域づくりの推進 016			区分	会計	款	項	目	事業
	基本事業名	男女共同参画の促進 013			※期間欄に開始年度を記入	01	02	01	11	0700
根拠法令	大船渡市男女共同参画推進条例			期間		事務事業区分				
所属	部課名	協働まちづくり部男女共同参画室			【開始年度】 平成14 年度～		E 一般			
	課長名	新沼 優								
	係名	-	電話	0192-27-3111						
担当者	鈴木 恵子	内線	278							
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)					全体計画(※期間限定複数年度のみ)					
<p>・当審議会は、大船渡市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を目的として設置している。所掌事項は、男女共同参画行動計画に関すること、男女共同参画の推進に関する基本的施策に関すること及びその他男女共同参画の推進に関し必要な事項に関するものである。</p> <p>・例年、男女共同参画行動計画に関する前年度の事業実施状況や当該年度の事業計画について審議している。</p> <p>・委員数は、令和4年度に「第5次大船渡市男女共同参画行動計画」を策定するに当たり、関係機関・団体から2人増員し、19人とした。女性委員の登用率は、令和5年2月1日現在で73.7%(19人中14人)である。委員は、知識経験者、公共的団体等に属する者及び公募委員から成る。</p>					総投入量 (千円)	事業費 財源内訳	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A)	0		
					人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B)	0				
					トータルコスト(A)+(B)	0				

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動) 前年度実績(前年度に行った主な活動) 「第5次大船渡市男女共同参画行動計画」の策定に係る調査審議を中心に、審議会を3回開催した。	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 名称 ア 審議会開催回数 イ 審議会延べ出席委員数 ウ	単位 回 人
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 男女共同参画審議会委員	名称 カ 審議会委員数 キ	単位 人
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 男女共同参画推進施策について助言していただき、市の施策に反映する。	名称 ク	
④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか) 男女共同参画の実践促進	名称 サ 意見、提言の件数 シ ス	単位 件

(2) 総事業費・指標等の推移

投 入 量	事業費	年度		2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)
		単位	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A)	千円	0	0	0	0	0
人 件 費	正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B)	人 時間 千円	1 240 960	1 2 1,440	2 360 1,440	2 720 2,880	2 360 1,440	2 360 1,440	2 360 1,440
	トータルコスト(A)+(B)	千円		1,023	1,552	3,042	1,764	1,764	1,764
⑤活動指標	ア	回	1	2	3	3	3	3	3
	イ	人	13	22	35	57	57	57	57
	ウ								
⑥対象指標	カ	人	17	17	19	19	19	19	19
	キ								
	ク								
⑦成果指標	サ	件	13	36	40	40	40	40	40
	シ								
	ス								

事務事業ID	0358	事務事業名	大船渡市男女共同参画審議会開催事業
--------	------	-------	-------------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

平成14年2月に制定された大船渡市男女共同参画推進条例において、男女共同参画審議会の設置が規定された。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

昭和59年に大船渡市婦人懇談会が設置されて以降、名称を改めながら市の女性施策について、市民から意見を聞く場が設けられてきた。

平成14年2月、大船渡市男女共同参画推進条例を制定し、女性懇談会が廃止され、新たに大船渡市男女共同参画審議会が設置された。設置当初は、女性委員の割合が80%と偏っていたことから、改選に合わせて段階的に見直しており、令和5年2月1日現在で73.7%(19人中14人)となっている。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

審議会委員から、男女共同参画に係る研修の場を与えてほしい、委員が意見を出しやすいような雰囲気づくりをしてほしいとの声があったことから、いわて男女共同参画センター養成講座等の関連イベントに係る案内や、審議会資料の事前送付などにより発言しやすい場づくりを実施している。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ▽ 理由・内容 活力ある地域社会を築くため、男女共同参画の推進が市の主要施策の一つとして位置付けられており、男女共同参画行動計画及び推進施策について、市民の意見を聞く審議会の開催は、政策体系と結びつく。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ▽ 理由・内容 男女共同参画社会に向けた施策は、地域に根ざした効果的な事業を継続して実施する必要があり、そのためには市民参画による審議会の開催が必要不可欠である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 適切である ▽ 理由・内容 男女共同参画審議会委員に、男女共同参画施策について助言してもらうことは、対象、意図いざれも、大船渡市男女共同参画推進条例による審議会の目的を達成するために妥当である。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない ▽ 理由・内容 男女共同参画行動計画の進捗管理が主たる所掌事項であり、活発な議論を促すよう、資料や説明に創意工夫を凝らすことにより、成果の向上が期待できる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある ▽ 理由・内容 男女共同参画の推進には、市民の理解と協力が不可欠である。当審議会は、当市の男女共同参画施策について協議し、共通理解を図る場であることから、廃止又は休止することはできない。また、大船渡市男女共同参画推進条例の中で男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、男女共同参画審議会の設置を規定している。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 審議会開催に係る支出は、規定された報酬と費用弁償であり、削減余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 審議会開催に係る事務の内容は定型的なものであり、これ以上の人件費の削減余地はない。 また、次期計画の策定時期においては、審議会の開催回数が増えるため、削減することは難しい。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ▽ 理由・内容 審議会委員は市の非常勤特別職であり、市の規定に基づいて一律に報酬を支払っており、公平・公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					
2 改革改善(縮小・統合含む)	コスト <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>コスト</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成 果</th> <th>向 上</th> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>維 持</th> <td></td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <th>低 下</th> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> ※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)			コスト			削減	維持	増加	成 果	向 上	●			維 持		×		低 下	×	×	×	審議会委員の意見・提言を、委員間はもとより、府内関係各課、市民等と共に有し、男女共同参画関連施策や行動計画に確実に反映させる。 また、委員の改選時には、推薦団体への依頼や公募内容において、審議会の男女比に考慮し、審議会運営が円滑に行われ、意見等を発言しやすい体制・環境を整える。 令和5年度は、委員改選後における「第5次大船渡市男女共同参画行動計画」の初年度となることから、当該計画の説明や各種取組の実施に関する報告を行い、男女共同参画に関する委員の理解を深めつつ、活発な調査・審議の場となるよう図る。
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成 果	向 上	●																					
	維 持		×																				
	低 下	×	×	×																			

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
2 改革改善(縮小・統合含む)	会議では活発に議論が交わされており、本審議会設置の有効性が認められる。 第5次大船渡市男女共同参画行動計画に登載した具体的な取組に係する委員を委嘱しながら、当該計画の評価・検証に係る調査・審議を一層的確に行う必要がある。